

くらしの法律救急箱

第35回 名誉毀損とプライバシー侵害に関するギモン

どのような場合に名誉毀損となるのですか。

A1

名誉毀損とは、品性、善行、名声、信用など、その人の社会的評価を低下させる行為をいいます。

身近なこととしては、広く悪口を言いふらすことのほか、ツイッターやブログの中で誰のことか特定できる形で誹謗中傷する行為も含まれます。「名誉毀損」は犯罪としても規定されており、その場合は、「公然と事実を摘示する」という要件が厳しく見極められます。

例えば、1対1の対面で誹謗中傷された場合は「名誉毀損」とは評価できません。つまり、「名誉毀損」の「名誉」とは、プライドなどの「名誉感情」そのものではなく、一般人から見た人格的评价を指し、その低下を招く行為かどうかが問題となります。

Q2

プライバシー権とはどのようなものですか。

A2

プライバシー権の中心は、私生活上の事柄をみだりに公開されない権利であり、あわせて、他人が管理している自己の情報の訂正や削除を求めることができる権利を指します。プライバシー権は多様な場面で取り

上げられ、自分の容貌や姿態を撮影されない権利である「肖像権」などと称されることもあります。

日本には、プライバシー権を直接的に定めた法律はありませんが、今や「人格権」として一般的なものと捉えられており、「個人の尊重」や「幸福追求権」を定めた日本国憲法第13条を法律上の根拠としています。

Q3

人の社会的評価を低下させる行為をするどのような制裁を受けますか。

A3

民事上、名誉毀損行為は「不法行為」として、慰謝料その他の損害賠償義務を負うことになります。刑事上は、名誉毀損罪（刑法第230条）として、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

Q4

国会議員が名誉毀損などを理由に裁判を起こすことがありますか、当然に名誉毀損にあたるのではないのですか。

A4

週刊誌などに掲載されたスキャンダル記事は、事実であろうとなかろうと、社会的地位を低下させますか



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

ら、名誉毀損となるはずで

しかし、政治家など公人の不適切な行為や犯罪行為に関する事柄は公共性を持つことがあり、真実が述べられている場合には違法性が認められず、ゆえに罰せられないとされています。そのため、民事上も損害賠償義務を負わないと判断されることがあり、掲載した人との間で、その成否を裁判で争っているのです。

Q5

一般人同士であれば、事実であろうとなかろうと名誉毀損になるのですか。

A5

仲間内での会話など、特定のグループ内での「陰口」に留まれば、法律上の不法行為とまでは評価されません。しかし、それが社会通念上の許容範囲を著しく超えると、不法行為となります。「犯罪者だ」「不倫をしている内容のほか、多数の前で「無能だ」「太っている」などと相手を誹謗中傷する行為も、違法となり得ます。不用意にネット上に書き込みをしたり、恋愛トラブルの果てに職場に乗り込み、多数の従業員の前で具体的な内容を話したり、中傷ビラを撒いたりすることは、いずれもトラブルを招きかねません。

なお、一般人が、飲食店（ラーメン店）に関する虚偽の内容をインターネット上に書き込み、インターネ

ットの個人利用者による表現行為によって名誉毀損罪が成立するかが争われた裁判では、①個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、閲覧者が「信頼性の低い情報」と受け取るとは限らない、②インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能で、名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得る、③一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上で反論しても十分に回復が図られる保証があるわけでもない、といった点から名誉毀損罪の適用が認められています。

Q6

名誉毀損の被害を受けた場合、どのような対処が可能でしょうか。

A6

名誉毀損行為に対しては慰謝料の請求が可能です。もっとも、多額の慰謝料が認められるとは限らないことから、裁判で争うことはあまり現実的とはいえない

ん。しかしながら、名誉毀損行為をやめるよう要求をしたにもかかわらず執拗に継続したり、名誉毀損行為によって、職場を追われたり、精神障害を発症するなど深刻な事態に至った場合は、相応の慰謝料の支払を求めて裁判などの法的措置をとることになるでしょう。